

平成19年5月23日

各位

会社名 株式会社 朝日ネット
コード番号:3834 東証第二部
代表者名 代表取締役社長 山本 公哉
問合せ先 代表取締役副社長兼
コーポレート本部長 梅村 守
TEL:03-3569-3511

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月25日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は当期中に資本金が5億円を超えましたので、会社法第328条第1項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。
このため所要の変更対応するものであります。
- (2) その他条文の新設に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部文句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日	平成19年 6月25日 (月)
定款変更の効力発生日	平成19年 6月25日 (月)

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) 当社は株式会社朝日ネットと称し、英文ではASAHI Net, Inc. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) コンピューターによる情報処理および通信処理業務の受託、運用</p> <p>(2) コンピューターシステムの企画、計画、開発、運用に関するコンサルティング</p> <p>(3) コンピューターシステムを構築、改善するための調査分析および計画立案</p> <p>(4) コンピューターシステムの設計およびソフトウェア開発</p> <p>(5) コンピューターおよび周辺機器、ソフトウェアの販売</p> <p>(6) 書籍、雑誌、新聞等の出版、販売およびこれらの請負</p> <p>(7) 出版物の取材、原稿作成ならびに各種文書の編集、版下作成および印刷の請負</p> <p>(8) 通信販売業務</p> <p>(9) 各種イベントの企画</p> <p>(10) 各種情報提供サービス業務</p> <p>(11) 衣料、食料、家具、装身具、インテリア用品、美術工芸品、スポーツ用品、がん具等の販売およびその仲介</p> <p>(12) 古物の売買およびその仲介</p> <p>(13) ホテル、宿泊施設、飲食店の経営</p> <p>(14) 貸金業</p> <p>(15) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条 (公告方法) 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、119,340,000株とする。</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商号) (現行通り)</p> <p>第2条 (目的) (現行通り)</p> <p>第3条 (本店の所在地) (現行通り)</p> <p>第4条 (公告方法) (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (発行可能株式総数) (現行通り)</p> <p>第6条 (自己の株式の取得) 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第7条（単元株式数） 当社の<u>1</u>単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条（株券の発行） 当社は株式にかかる株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式にかかる株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条（単元未満株主の権利制限） 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第8条（株券の発行） （現行通り）</p> <p>第9条（単元未満株主の権利制限） 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人） （現行通り）</p> <p>第11条（株式取扱規程） （現行通り）</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下、同じ</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. （現行通り）</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条（招集） 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第14条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>2. 議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役会の設置） 当社は取締役会を置く。</p> <p>第20条（員数） 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条（招集） （現行通り）</p> <p>第14条（招集権者および議長） （現行通り）</p> <p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条（決議の方法） （現行通り）</p> <p>第17条（議決権の代理行使） （現行通り）</p> <p>第18条（議事録） （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役会の設置） （現行通り）</p> <p>第20条（員数） （現行通り）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第21条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第21条（取締役の選任） （現行通り）</p> <p>第22条（取締役の任期） （現行通り）</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） （現行通り）</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） （現行通り）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） （現行通り）</p> <p>第26条（取締役会の決議の方法） （現行通り）</p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） （現行通り）</p> <p>第28条（取締役会の議事録） （現行通り）</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第29条（取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条（取締役の責任免除） 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第32条（監査役の設置） 当社は監査役を置く。</p> <p>第33条（監査役の数） 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第34条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第35条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第29条（取締役会規則） （現行通り）</p> <p>第30条（取締役の報酬等） （現行通り）</p> <p>第31条（取締役の責任免除） （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第32条（監査役および監査役会の設置） 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>第33条（監査役の数） （現行通り）</p> <p>第34条（監査役の選任） （現行通り）</p> <p>第35条（監査役の任期） （現行通り）</p> <p>第36条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第37条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第36条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第37条 (監査役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第38条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第39条 (監査役の報酬等) (現行通り)</p> <p>第40条 (監査役の責任免除) (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条 (会計監査人の設置) 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第42条 (選任方法) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>第43条 (任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第44条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第39条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条 (事業年度) (現行通り)</p> <p>第46条 (期末配当金) (現行通り)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第40条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第41条（配当金の除斥期間） 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第47条（中間配当金） （現行通り）</p> <p>第48条（配当金の除斥期間） （現行通り）</p>